

結婚予定者向募集について令和6年12月の毎月募集から以下のとおり変更します。

(1) 申込者数が募集戸数以下となった場合の抽せん省略

募集戸数に対する申込者数が1倍以下となった住戸に限り、抽せんを経ずに入居資格審査に進みます。対象の方には個別にご案内いたします。

(例) 募集戸数1戸に対して申込1件・募集戸数2戸に対して申込2件または1件

(2) 申込状況の中間発表

申込期間中に、各団地の申込状況を[東京都住宅供給公社HP](#)で一度発表します。個別の申込状況のお問い合わせにはお答えできませんのでご承知おきください。

(3) 入居時期の延長可

引越し準備等のために入居時期を延長したい場合は、指定する使用許可日から1か月単位で最大6か月の延長が可能となります。延長の手続につきましては、入居資格審査合格後に個別にご案内いたします。